

# 小諸市立坂の上小学校 PTA 会則

## 第一章 総 則

- 第一条 (名称)** 本会は、小諸市坂の上小学校 PTA といい、事務局を坂の上小学校に置く。
- 第二条 (目的)** 本会は、家庭・学校・社会における児童の保健、学習、生活指導に力をつくし、その福祉を推進し、会員相互の連絡を密にして、教養を高め、合わせて親睦を図ることを目的とする。
- 第三条 (事業)** 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員の教養を高め、研修を目的とした事業の企画・開催並びに健康生活就学援護向上に関する事項。
  2. 教育的環境の整備施設向上に関する事項。
  3. 学校給食に関する事項。
  4. その他本会の目的を達成するために必要な事項。

## 第二章 会員と組織

- 第四条 (会員)** 本会は、坂の上小学校の児童の保護者並びに職員をもって組織する。
- 第五条 (組織)** 本会は、次の組織を置く。
1. 学級 PTA 学年 PTA 支部 PTA
  2. 専門部 [教養学級部 広報部 施設部 支部長会 校外安全部 給食部 交流部 役選・バザー部]
- 第六条 (構成)**
1. ① 学級 PTA は、各学級ごとに構成し、正副会長各一名を選出する。
  2. ② 交流部は、原則として六学年六名で構成する。
  3. 学年 PTA は、同学年の学級 PTA をもって構成し、学級 PTA 正副会長により、正副会長各一名を互選する。
  4. 支部 PTA は、各支部ごとに構成し、会長一名、副会長二名を選出する。但し、副会長は支部の実情により、一名とするも妨げない。
  5. 支部長会は、各支部長で構成する。
  6. 教養学級部、広報部および施設部は、学級選出の正副会長で構成する。
  7. 給食部、校外安全部は、支部から選出し構成する。但し、支部の事情により兼任することを妨げない。
  8. 役選・バザー部員は各学級から一名を選出する。
- 前項の部会では、会長または部長正副各一名を互選する。但し、必要に応じて、副部長の数を増やすことができる。

## 第三章 役 員

- 第七条 (役員)** 本会に次の役員を置く。
- 会長一名 ○副会長若干名(内一名は教頭とする) ○顧問二名(内一名は校長とする)  
○評議員(第九条による) ○幹事若干名(内一名は学校職員とする)  
○会計二名(内一名は学校職員とする)

**第八条 (任務)**

1. 会長は本会を代表し、会務を統率する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その代理をする。
3. 顧問は会長の諮問に答え、また意見を開陳する。
4. 評議員は評議員会において諸種の事業を決議する。
5. 幹事は会員及び役員との連絡・記録および諸事務を司る。また、会長を補佐する任務にもあたる。
6. 会計は、会費その他会計出納を司る。

**第九条 (選出)**

役員の選出は次のように定める。

1. 本会の会長、副会長、幹事、会計はその年度の会長の諮問により、各学級から一名ずつ選任された役選・バザー部員、幹事、および学校側(若干名)をもって役員選考の委員会を組織し、序任期候補者を選定して、その年度の評議員会において承認を受ける。更に新年度総会において、常任期の承認を得る。
2. 顧問は、校長および前任の正副会長よりなる。(任期は現正・副会長退任までとする。)
3. 評議員は、各学級会長と各支部長、それに教養学級部、広報部、施設部、校外安全部、給食部、交流部、役選バザー部の各部長、本会役員、学校職員は各部の主任がなる。
4. 役員欠員が生じた場合は、すみやかに選出し評議員に報告し承認を得る。

**第十条 (任期)**

本会の役員の任期は、原則とし、年度の初めより総会での承認前までの序任期、総会での承認後より年度終了までの常任期の合わせて1ヶ年とする、但し、留任は妨げない。

## 第四章 会 議

**第十二条 (評議員会)** 総会は、会長の招集により毎年4月か5月に一回、定期総会を開催し、次のことを決議する。但し、必要な場合は臨時総会を開催することができる。

1. 会則の制定および変更に関する事項。
2. 役員承認に関する事項。
3. 事業報告、決算の承認に関する事項。
4. 事業計画、予算の承認に関する事項。
5. その他重要な事項。

**第十三条 (運営委員会)** 会長は、必要に応じて評議員会を招集し、本会の事業運営について決議する。評議員は、総会に次ぐ議決機関として全会員の意見を代表する。

**第十四条 (部会)** 運営委員会は、会長、副会長、幹事、会計を持って構成し、事業経理運営の方針を立て、各会との連絡調整をはかる。

**第十五条 (支部長会)** 部会は、部長が招集し事業を行う。

**第十六条 (部長会)** 本会の目的達成のため、支部相互の連携をはかる。

**第十七条 (学年学級 PTA)** 運営委員と支部長会および各部長をもって構成し、本会の事業運営について連絡協議する。

**第十八条 (会の議決)** 事業を行うにあたり、必要に応じて連絡協議する。

すべての会の議決は、出席者の過半数で決する。

## 第五章 会 計

**第十九条 (会計)** 本会の経費は、会費および寄付金その他収入をもっててて、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。会計監査は、四年の学級会長が行う。

## 第六章 細 則

**第二十条 (細則)** 本会の運営に関して必要な細則は、会則に反しない限りにおいて評議員会の決議を経て次期総会に報告する。

1. 校外安全部の各支部選出の人数は次のとおりである。  
家庭数が15以下の支部…… 一名 16以上～25以下の支部…… 二名  
26以上の支部…………… 三名 但し、26以上の支部で必要と判断した場合は人数を増やすことができる。
2. 広報部は、2年、3年、5年の学級副会長で構成し、また、施設部は、1年、4年、6年の学級副会長で構成する。

### 付則

1. この会則は、昭和25年4月17日から施行する。
2. 昭和40年変更施行する。
3. この会則は、昭和45年4月17日から施行する。
4. 昭和51年4月24日から一部改正施行する。
5. 昭和53年4月22日から一部改正施行する。
6. 昭和57年4月17日から一部改正施行する。
7. 昭和58年4月23日から一部改正施行する。
8. 昭和60年4月20日から一部改正施行する。
9. 昭和63年4月16日から一部改正施行する。
10. 平成4年4月11日から一部改正施行する。
11. 平成9年4月19日から一部改正施行する。
12. 平成10年4月24日から一部改正施行する。
13. 平成14年1月10日から一部改正施行する。
14. 平成17年4月(PTA総会の日)から一部改正施行する。
15. 平成23年4月(PTA総会の日)から一部改正施行する。
16. 平成28年4月(PTA総会の日)から一部改正施行する。